平成２３年（フ）第４５号
兵庫県丹波市氷上町絹山513番地　特別医療法人敬愛会　大塚病院、住民票上の住所兵庫県朝来市和田山町市御堂160番地１
債務者　福島　　悟
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１３０４号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅607号
債務者　原　　伸雄
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０５号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅607号
債務者　原　　千代
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２号
鹿児島県鹿屋市飯隈町3141番地２
債務者　重田　春美（旧姓西川）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
鹿児島県鹿屋市今坂町12440番地25
債務者　愛甲まなみ（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
福島県いわき市常磐関船町古宿48番地　レオパレスピュア104、前住所福島県いわき市好間町北好間字権現堂45番地
債務者　阿部　麻依（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７６号
福島県いわき市泉玉露６丁目13番地の２
債務者　正木　弘子
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２８９号
千葉県松戸市八ケ崎緑町89番地　グリーンタウン103号
債務者　小峰　健太
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２３号
千葉県松戸市栄町西５丁目1343番地の２　リヴェール栄207号
債務者　藤崎　直久
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３４９号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目４番19号　メゾンくぬぎ山Ｄ―101
債務者　早川　　保
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７２号
千葉県松戸市六高台７丁目130番地の５
債務者　田中　経子（旧姓安西）
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２３号
青森市大字新城字山田677番地847
債務者　工藤のり子
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
島根県簸川郡斐川町大字沖洲1813番地４
債務者　髙橋　豊子
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４２号
和歌山県橋本市神野々84番地、住民票上の住所和歌山県橋本市神野々480番地の３
債務者　西浦　敬二
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６７号
和歌山市築港４丁目22番地
債務者　久保　　舞
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２３７号
和歌山県海南市阪井279番地12
債務者　武本　國男
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４３号
和歌山市大谷845―64、住民票上の住所和歌山市太田710番地の４
債務者　宮本　　要
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係